

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

財産の減額貸付について

【 目 的 】

旧太田東小学校の利活用において、長期に渡る施設の安定的な活用を図り、地域活性化に資することを目的とする。

【 概 要 】

1 貸付財産

名称	所在地	構造	延床面積
校舎	太田市東本町53番14	鉄筋コンクリート造	3,588.60㎡
給食室	太田市東本町53番14	鉄骨造	175.00㎡

- 2 貸付金額 年額1,200,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 3 貸付期間 令和3年10月1日から令和23年9月30日まで
- 4 貸付方法 定期建物賃貸借契約
- 5 相手方 学校法人 群馬総合カレッジ（前橋市千代田町）
- 6 その他 令和3年9月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線 2243 47-1811 タイヤイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市行政センター条例の一部改正について

【 目 的 】

旧太田東小学校の体育館及びグラウンドを、地域住民の活動のための拠点として、太田行政センターの施設としての活用を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

旧太田東小学校の体育館及びグラウンドの名称をそれぞれ「東本町ホール」、「東本町広場」とし、太田市行政センター条例第9条中の別表第1の表、太田市太田行政センターの部の調理室及び集会室2の項の次に、下記の項を加える。

行政センター名	施設名	定員	午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
太田市太田行政センター	東本町ホール	1時間につき400円とする。ただし、1時間未満の利用は、1時間とみなす。				
	東本町広場	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間は、午前6時から午後7時までとする。 ・使用料は、無料とする。 				

2 施行期日

令和3年10月1日

3 その他

令和3年9月定例会に議案上程予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 太田行政センター 住民サービス係 22-2603 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載【 2. 予定なし】

福祉こども部長 氏名 石塚 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項に基づき、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号）が公布されたことに伴い、基準省令を踏まえ定めている太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正概要

基準省令の改正に伴い、本市において基準省令に基づいて所要の規定の整備を行うものです。

第7条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

2 施行期日

公布の日

3 その他

令和3年9月定例会に議案を上程する予定。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

太田市スーパーエコハウス条例の廃止について

【 目 的 】

スーパーエコハウスとしての役割を果たしたことに伴い、太田市スーパーエコハウス条例を廃止するものです。

【 概 要 】

1 廃止理由

スーパーエコハウスは、新エネルギー及び省エネルギー機器を最大限に活用した省エネルギー住宅の普及啓発のためのモデルハウスとして、平成17年3月にパルタウン城西の杜内に建設いたしました。設置してある設備等も、現在では時代のニーズとは合わなくなっており、既にモデルハウスとしての役割は果たしたことから、当該条例を廃止するものです。

2 施行期日 令和3年10月1日

3 その他 令和3年9月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 産業環境部 環境政策課 環境企画係 内線2621 47-1953ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

市道路線の廃止及び認定について

【 目 的 】

公共事業及び民間開発等に伴う市道路線の廃止及び認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めることを報告するものです。

【 概 要 】

1 路線内訳（路線名、路線延長）

廃止路線	2級62号線	ほか6路線	延長4,079m
認定路線	2級62号線	ほか5路線	延長3,065m

2 その他 道路法第8条第2項の規定により、令和3年9月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2713 47-1835ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 鈴木 聡 (TEL) 0277-78-2842



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

東本町2号公園地内において発生した除草作業による事故に関し、損害賠償額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを、報告するものです。

【 概 要 】

1 除草作業による事故の損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和 3年 7月19日	952,325円 (952,325円)	10割	令和3年5月26日、東本町2号公園において、刈払機を使用して除草作業をしていたところ、飛び石により当該公園の駐車場に駐車していた乗用車のリアガラスが損壊したことにより、当該乗用車の所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 全国市長会市民総合賠償補償保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年8月19日委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 維持管理係 32-6599 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
○公開 【 1.可 】
○公開時期 【 3.委員会・委員会協議会后 】

消防本部 消防長 氏名 櫻井修一 TEL 33-0200

【 表 題 】

財産の取得について（消防ポンプ自動車 CD-I型）

【 目 的 】

消防団の災害活動時の機動力となる消防ポンプ自動車の充実強化を図るものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 消防ポンプ自動車 CD-I型 2台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得予定価格 35,468,600円（税込）
- 4 契約の相手方 小池株式会社（茨城県古河市幸町1番45号）
代表取締役 小池 裕之
- 5 配置先 太田市消防団 第2分団第1部（飯塚町）
太田市消防団 第13分団第1部（新田村田町）
- 6 契約履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- 7 指名競争入札指名業者（8者）
ジーエムいちほら工業株式会社、株式会社モリタ東京支店
温井自動車工業株式会社、株式会社佐藤工業所
小池株式会社、株式会社ナカムラ消防化学東京営業所
日本機械工業株式会社本社営業部、長野ポンプ株式会社東京営業所
- 8 その他 本契約を締結するため、9月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 TEL 33-0201 タイヤリン

- ③ 市内に住所を有する者の子又はこれに準ずる者であること。
- ④ 経済的な理由により修学が困難であること。
- ⑤ 公私の団体から学資の支給を受けていないこと。

(4) 第8条

- ・ 第7条の改正（高等学校を対象外とする）による改正です。（第1項）
- ・ 「当該学校在学中支給する」→「在学する学校の正規の修業期間中支給する」に改正します。（第2項）

(5) 第10条

- ・ 第7条の各号に掲げる要件（上記(3)）に該当しなくなったときは、奨学金の支給を廃止する旨の規定を加えます。（第6号）

(6) 第11条

- ・ この奨学金は、原則返還を要しない（現行のとおり）が、偽りやその他不正の手段によって奨学金の支給を受けた場合には、この限りでない旨を規定するものです。

(7) 第12条

- ・ この条例の施行に関し必要な事項については、教育委員会が別に定めます。

(8) その他

- ・ 全体的な字句の整理（「奨学資金」→「奨学金」）
※ 太田市奨学金貸与条例との整合を図るものです。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 経過措置

改正前の太田市笹川清奨学基金条例の規定による奨学生に係る奨学資金については、従前の例によることとします。

4 その他

令和3年9月議会に議案提出します。

なお、改正条例の公布後、改正後の条例に係る施行規則を教育委員会において制定します。（現行の、市長の定める「太田市笹川清奨学基金条例施行規則」は廃止。）

【備考】

* 問い合わせ先 教育部 教育総務課 総務係 ダイヤル 20-7080

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7085



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

天神山古墳において発生した除草作業中の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 除草作業中の事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和3年7月15日	124,806円	10割	令和3年5月13日、天神山古墳において、職員が刈払機を使用して除草作業をしていたところ、飛び石により天神山古墳見学者駐車場に駐車していた乗用車のフロントガラスが損壊したことにより、当該乗用車の所有者である相手方に損害を与えたもの。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 全国市長会市民総合賠償保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年8月18日委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 文化財課 文化財保護係 20-7090ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2200



【表題】 令和3年度「市民満足度アンケート」の結果について

【目的】

太田市マネジメントシステムにおける現状把握の観点から、市民が行政サービスに対してどう感じているのか、その満足度及び重要度に関する評価を把握し、市民の目線からの行政サービス改善の基礎資料とします。

【概要】

1. 対象者 無作為に抽出した市内在住18歳以上の市民3,000名
2. 調査方法 郵送による
太田市の取り組み24項目に対する満足度・重要度及び総合満足度（いずれも6段階評価）等について回答をお願いしました。
3. 回答数及び回答率 回答数：1,218件（前年度1,387件）、回答率：40.6%（前年度46.2%）
4. 結果の概要

【総合満足度について】

太田市の取り組み全体に対する総合満足度は4.055となり、前年度の4.148より0.093ポイント下降しましたが、高い水準で推移しています。

【満足度・重要度について】

項目ごとの満足度の平均値は3.891、重要度の平均値は4.607となりました。なお、満足度及び重要度の上位3項目については、次のとおりです。

	満足度		重要度	
1位	水道水の提供	4.474	水道水の提供	5.128
2位	健康増進と医療費補助	4.255	安全・安心なまちづくり	5.045
3位	児童福祉の推進	4.204	健康増進と医療費補助	5.023

5. 今後のスケジュール

- ・8月18日 総務企画委員会協議会へ報告
- ・8月下旬 市民満足度アンケート調査結果に関する意向調査を実施
- ・10月上旬 市のホームページに公開

【備考】

問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線 2295 47-1892 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300



【 表 題 】

令和2年度施工 太田市請負優良工事等表彰の決定について

【 目 的 】

太田市が発注した建設工事のうち、他の模範となる優れた工事を施工した受注者及び主任技術者並びに監理技術者を表彰することにより、公共工事の品質の確保及び請負業者の技術力、施工能力の向上に寄与することを目的とするものです。

【 概 要 】

表彰の内訳

1 優良工事	26件
土木工事関係	7件
建築工事関係	16件
その他工事関係	3件
2 優良主任技術者	15名
優良監理技術者	12名

【 備 考 】

優良工事等表彰式

日 時	令和3年10月5日 (火)
	午後1時30分より
場 所	九合行政センター

* 問い合わせ先 総務部 契約検査課 検査係 内線2342 47-1859ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 石塚 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市戦没者等追悼式について

【 目 的 】

先の大戦において多数の市民が戦死し、また、空襲により多くの市民が犠牲となりました。終戦76年を迎え、犠牲者に対して、市民を挙げて追悼の意を捧げるとともに、悲しみの歴史を二度と繰り返すことのないよう、世界の恒久平和の確立を祈念するため、太田市戦没者等追悼式を実施するものです。

【 概 要 】

- 1 日 時 令和3年10月2日 (土) 午前10時 開式
- 2 場 所 太田市新田文化会館 (エアリスホール)
- 3 主 催 太田市
- 4 式典方式 無宗教・献花方式
- 5 参加者 来賓 (県知事、市議会議員、区長他)
太田市遺族会
太田市老人クラブ連合会
太田市民生児童委員協議会
太田地区更生保護女性会
市長他 (各部長以上)
合計122名
- 6 受 付 1階ロビー
- 7 戦没者等人数 3,026名
- 8 その他 広報おおた9月1日号に追悼式開催を掲載予定

【 備 考 】 * 問い合わせ先 福祉こども部社会支援課 管理係 内線2521

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 石塚 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市ファミリー・サポート・センターまかせて会員慰労金支給について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染の危険と隣り合わせで活動する太田市ファミリー・サポート・センターまかせて会員が、心身に相当程度の負担がかかる状況にもかかわらず、強い使命感を持って活動に従事していることに対する支援として、太田市ファミリー・サポート・センターまかせて会員慰労金（以下「慰労金」という。）を支給します。

【 概 要 】

- 1 実施内容 太田市ファミリー・サポート・センター事業において育児の援助を行いたい者（以下「太田市ファミリー・サポート・センターまかせて会員」という）として活動する会員に対し慰労金を支給します。
- 2 支給額 一律25,000円
- 3 支給条件 令和3年3月1日時点で太田市ファミリー・サポート・センターまかせて会員として登録し、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、通算して30日以上太田市ファミリー・サポート・センターまかせて会員活動に従事した者。
- 4 対象見込数 31人
- 5 今後の予定
 - 10月上旬 申請書等の配付
(太田市ファミリー・サポート・センター経由)
 - 10月中旬～ 申請受け付け
 - 11月上旬
 - 11月下旬 審査・決定
 - 12月中 慰労金支給
- 6 その他 予算規模 775,000円（9月補正にて計上）
国交付金（10/10）にて対応予定

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 福祉こども部 子育てそうだん課 子育てそうだん係
内線3142 47-1911ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 檜原 明憲 内線3400



【 表 題 】

一般財団法人太田市健診センター令和2年度決算状況について

【 目 的 】

本市が出資する一般財団法人太田市健診センターについて、その出資及び経営等の状況を報告するものです。

【 概 要 】

- 1 資本金総額 1,577万円
本市出捐金（出資金）額 1,077万円 （比率68.3%）

2 令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）経営状況

（1）事業概要

「健康増進法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療等に関する事業を行い、地域住民の健康増進に寄与することを目的とする。

（2）決算概況

財務諸表 貸借対照表

資産合計	123,254千円
負債合計	18,236千円
正味財産合計	105,018千円

正味財産増減計算書

税引前当期一般正味財産増減額	1,283千円
当期一般正味財産増減額	794千円

詳細は、別紙（令和2年度実績報告書）のとおり

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 管理係 外線46-5115